

土地台帳、家屋台帳及び土地地籍図の窓口閲覧廃止について

1 概要

新たな業務への対応を図るため、令和3年度末（令和4年3月31日）をもって土地台帳、家屋台帳及び土地地籍図（以下「土地台帳等」という。）の窓口閲覧業務を廃止する。

（名寄帳の閲覧業務は継続する。）

2 新たな業務への対応

全国的に所有者不明土地への対応が重要性を増す中、令和2年度税制改正で現所有者の申告の義務付けや所有者不明土地に対する使用者課税の制度が設けられる等、登記名義人が死亡した場合の相続人の調査が一層重要となっている。閲覧業務に従事していた職員をこれらの業務に充当することで、適正な課税事務の推進を図る。

3 閲覧業務について

（1）業務内容

土地台帳等を資産税課及び各区役所の窓口にて有料で閲覧に供している。

（2）法的根拠

- ・名寄帳の閲覧については地方税法で規定されている。
- ・土地台帳等の閲覧については法的な規定はなく、各市町村の判断で閲覧に供するか否かを決めている。

（3）主な利用者

不動産業者や土地家屋調査士などの利用が多い。

（4）閲覧実績（令和元年度）※名寄帳の閲覧件数を含む

閲覧件数は約28,000件。（閲覧人数ではない。）

閲覧手数料収入は約9,900千円。

（5）閲覧業務に要する費用（令和元年度）※名寄帳の閲覧に関するものも含む

人件費 約10,800千円（再任用職員3名）

土地台帳等の修正業務委託費 約10,900千円 計 約21,700千円

4 窓口閲覧業務を廃止する理由

（1）閲覧業務への需要の減少

平成12年から法務局が開始した、インターネットで登記情報を取得することができる登記情報提供サービスの利用、普及が進み、閲覧業務への需要は減少傾向にある。

（平成21年度の閲覧件数は約68,000件。10年間で約6割が減少。）

(2) 土地デジタル地番図のインターネット上での公開

課税資料として浜松市全域のデジタル地番図（公図を基に、現況と公図のずれ等についての修正を市で独自に加えて作成したデジタルデータ）の整備が完了している。

浜松市「デジタルファースト宣言」に則り、この地番図を無料で閲覧、印刷等が利用可能なシステムを浜松市ホームページ上に構築する準備を進めており、令和3年9月からの運用開始を目指している。これにより、土地地籍図の窓口閲覧の需要は一層減少する。

他の政令市では、地籍図や地番図についてはいずれか一方のみを閲覧の用に供しており、両方を閲覧の用に供している自治体はない。

(3) 土地地籍図の修正に係る費用の削減

デジタル地番図の整備完了により、従来の土地地籍図を課税資料として整備し続ける必要性はなくなっている。また、地番図の更新修正についても業務委託をしていることから、同種の資料を二重に整備、修正し続けることは費用が増加する要因となっている。

(4) 他都市の状況

近年閲覧を廃止する市町村も増えており、現在台帳の閲覧を続けている政令市は浜松市を含めて3市（他に新潟市と静岡市）のみであり、近隣でも磐田市が平成29年から廃止している。

※土地台帳や家屋台帳に記載されている情報は、登記事項として広く公開されている情報ではあるが、閲覧によって得た情報を基に不動産事業者がダイレクトメールを送付することに対して、所有者から市に苦情も寄せられている。

5 窓口閲覧業務廃止後の情報の取得

窓口閲覧業務を廃止しても、登記情報の取得等によりこれまで閲覧することができていた情報の取得は可能であり、影響は小さい。

取得情報	現在				窓口閲覧廃止後		
	交付方法		料金		交付方法		料金
名寄帳	資産税課 区役所	窓口	350円/件	<継続>	資産税課 区役所	窓口	350円/件
土地地籍図	資産税課 区役所	窓口	350円/枚		浜松市HP (デジタル 地番図)	インターネット	無料
土地台帳	資産税課 区役所	窓口	350円/町		法務局 (登記簿)	窓口	600円/件
家屋台帳	資産税課 区役所	窓口		インターネット		334円/件	
公図	法務局	窓口	450円/枚	<変更なし>	法務局	窓口	450円/枚
		インターネット	364円/枚			インターネット	364円/枚